

政治団体の政治活動 及びその届出について (様式集)

届出等の申請書類は、この冊子の様式をコピーするか、静岡県選挙管理委員会のウェブサイトからダウンロードして作成してください。

静岡県選挙管理委員会

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

電話番号：054-221-2058（直通）

はしがき

この冊子は、政治資金規正法に規定される政治団体の活動や届出等の概要を、実務的に説明したものです。

政治資金規正法は、その第1条に「この法律は、議会制民主政治の下における政党その他の政治団体の機能の重要性及び公職の候補者の責務の重要性にかんがみ、政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治団体の届出、政治団体に係る政治資金の収支の公開並びに政治団体及び公職の候補者に係る政治資金の授受の規正その他の措置を講ずることにより、政治活動の公明と公正を確保し、もつて民主政治の健全な発達に寄与することを目的とする。」と規定しています。

政治資金規正法の精神や事務の流れを政治団体関係者の方々に十分理解していただき、政治活動を行う上でお役に立てていただければ幸いです。

静岡県選挙管理委員会

目次

1	選挙管理委員会への届出一覧・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	提出先及び提出部数・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	政党団体・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4	収支に係る用語・・・・・・・・・・・・・・・・	5
5	会計責任者の責務・・・・・・・・・・・・・・・・	5
6	寄附の制限・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	（１）量的制限・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	（２）質的制限・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	①政治資金規正法による制限・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	②公職選挙法による制限・・・・・・・・・・・・・・・・	10
7	政党活動に係る文書・図画の掲示の規制・・・・・・・・	11
8	個人寄付の税制上の優遇措置・・・・・・・・・・・・・・・・	12
9	政治資金パーティー・・・・・・・・・・・・・・・・	13
10	備え付けなければならない会計帳簿・・・・・・・・	15
11	政治資金収支報告書について・・・・・・・・	26
12	各種届出様式及び記載例・・・・・・・・	71

1 選挙管理委員会への届出一覧

※様式は、この冊子内からコピーするか、県選管ウェブサイトからダウンロードしてください。

様式 番号	届出の種類	届出の時期	備考
1	政治団体設立届	組織した日から7日以内	会則又は規約等を添付。 郵送による提出はできない。 政党の支部については、政党の状況等に関する届(様式16)及び支部証明書(様式17)の添付が必要。
2	被推薦届	設立届又は異動届に添付	県知事、県議会議員、指定都市の市長、指定都市の議会議員に係る政治団体で、税制上の優遇措置を受ける場合に必要。
3	届出事項等の異動届 (事務所所在地等)	異動の日から7日以内	事務所の所在地、活動区域、会則等の変更の場合。 郵送による提出はできない。
4	届出事項等の異動届 (代表者等)	〃	代表者、会計責任者、会計責任者の職務代行者の変更があった場合。 郵送による提出はできない。
5	届出事項等の異動届 (国会議員関係政治団体)	〃	政治資金規正法第19条の7に規定する国会議員関係政治団体に該当することとなった場合、または該当しなくなった場合。 郵送による提出はできない。
	収支報告書	原則として翌年の3月末まで。 ただし、国会議員関係政治団体については原則として翌年の5月末まで。	毎年、1月～12月までの収支状況を報告。 支出については、その種類、金額により領収書等の写しの添付が必要となる場合がある。
6	寄附金(税額)控除のための書類	収支報告書に添付	税制上の優遇措置の適用を受ける個人の寄附で、収支報告書に寄附の内訳が明記されたもの。 政党、国会議員、県知事、県議会議員、指定都市の市長及び議会議員の職にある者又は候補者の推薦支持を本来の目的とする政治団体に対する寄附が対象。
7	政治団体解散届	解散から30日以内。 ただし、国会議員関係政治団体については、解散から60日以内。	解散日までの収支報告書の添付が必要。 収支報告書の宣誓書には会計責任者に加え代表者の氏名が必要。
8	証票交付申請書 (候補者等)	政治活動のために使用する事務所に看板等を掲示するとき	衆議院(比例代表)、参議院(比例代表)関係は中央選挙管理委員会へ提出。 市町長、市町議員関係は当該市町の選挙管理委員会へ提出。
9	証票交付申請書 (後援団体)		
10	証票再交付申請書 (候補者等)	証票を紛失、汚損したとき	衆議院(小選挙区)、参議員(選挙区)、知事、県議関係は県選挙管理委員会へ提出。
11	証票再交付申請書 (後援団体)		

様式 番号	届出の種類	届出の時期	備考
12	資金管理団体指定届	指定の日から7日以内	政治団体の設立時から指定をする場合は、設立届と同時に提出。 候補者一人につき1団体のみ、当該公職の候補者本人が代表者である政治団体（政党を除く）を指定可能。
13	資金管理団体届出事項の異動届	異動の日から7日以内	資金管理団体指定届の内容に異動がある場合に、届出事項等の異動届と同時に提出。
14	資金管理団体指定取消届	取消の日から7日以内	指定を取り消す場合に提出。
15	資金管理団体でなくなった旨の届	事由発生の日から7日以内	指定をした団体が資金管理団体でなくなった場合（解散時など）に提出。
16	政党の状況等に関する届	設立届に添付	政党の支部を設立した場合に必要。
17	支部証明書	設立届又は異動届に添付	政党の支部を設立した場合、及び政党支部の名称・所在地・活動区域に異動があった場合に必要。
18	国会議員関係政治団体に該当する旨の通知	〃	政治資金規正法第19条の7第1項第2号に規定する国会議員関係政治団体(2号団体)に該当することとなった場合に必要。
19	国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知	〃	政治資金規正法第19条の7第1項第2号に規定する国会議員関係政治団体(2号団体)に該当しなくなった場合に必要。
20	国会議員関係政治団体とみなされた政治団体の届出	該当する寄附額に達した旨の通知を受けた日から7日以内	政治資金規正法第19条の16の3第2項の規定により国会議員関係政治団体とみなされた団体になった場合に必要(令和8年1月1日以降)。
21	委任状	必要に応じ届出に添付	届出名義人の記名のみの文書を代理人が提出する場合に必要。

(注1) 政治団体は、設立の届出をした日以降でなければ、寄附を受け、又は支出することはできません。

(注2) 2年間連続して収支報告書の提出のない政治団体は、2年次の収支報告書の提出期間を経過した日以後、設立の届出をしていない団体とみなされ、政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができなくなります。

(注3) 年間に収支が無かった場合や(注2)に該当することとなった団体についても、収支報告書は必ず提出しなければなりません。

2 届出先及び提出部数

政治団体の 主たる事務所の所在地	主たる活動区域	届出先	提出 部数
静岡県内	静岡県内	静岡県選挙管理委員会	1部
	静岡県を含む2以上の都道府県	静岡県選挙管理委員会を経て、	
	静岡県外	総務大臣	

※「1 届出一覧」のうち様式番号8～11については、提出先が異なる場合があります。

※主たる事務所の所在地が静岡県外の政治団体は、その所在する都道府県の選管あてに届け出ます。

＜各種届出の氏名欄における本人確認（押印等）について＞

区分	提出方法	
記名（自書以外）及び押印	そのまま提出が可能	
署名（自書）		
記名のみで、本人が提出	届出時に、本人確認書類（※）の提示又は提出が必要	様式番号 2、17、18、19、21 は不可
記名のみで、代理人が提出	届出時に、代理人の本人確認書類（※）及び委任状の提示又は提出が必要	
政治資金関係申請・届出オンラインシステム（インターネットでの提出）	届出時の押印や署名は不要 （事前にオンラインシステムに対し利用申請が必要）	

（※）運転免許証その他官公署が発行した免許証、個人番号カード、パスポート（旅券）、住民票の写しや戸籍謄本（抄本）等

3 政治団体

（１）定義

- ①次の活動を本来の目的とする団体、又は主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体
 - ア 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対すること
 - イ 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対すること
- ②政治資金規正法上、政治団体とみなされる団体
 - ア 政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で、国会議員が主宰するもの又はその主要な構成員が国会議員であるもの（いわゆる政策研究団体）
 - イ 政治資金団体
 - ウ 特定パーティー開催団体

（２）主な政治団体の種類

- ①政党

政治団体のうち、以下のア、イのいずれかに該当するもの。

 - ア 所属国会議員が 5 人以上
 - イ 前回の衆議院議員総選挙（小選挙区・比例代表）、前回又は前々回の参議院議員通常選挙のいずれかの全国を通じた得票率が 2%以上
- ②その他の政治団体

政党、政治資金団体（政党のために資金を援助することを目的とし政党が指定した団体）を除いた政治団体
- ③資金管理団体

公職の候補者が、その者のために政治資金の拠出を受けるべき団体として指定した政治団体

 - ア 指定の要件
 - （ア）公職の候補者自身が、指定する政治団体の代表者であること
 - （イ）公職の候補者一人につき指定は 1 団体に限ること
 - （ウ）指定する団体はその他の政治団体であること（政党及びその支部は指定できない）
 - イ 指定、異動、取消等の際に必要な届出

「1 選挙管理委員会への届出一覧」のうち様式番号 12～15 を参照

ウ 寄附の特例

- (ア) 特定寄附（公職の候補者が、政党から受けた政治活動に関する金銭等を自己の資金管理団体に対して寄附する場合）には、寄附の量的制限は適用されない。
- (イ) 公職の候補者が、自己資金を自己の資金管理団体に対して寄附する場合には、総枠制限の範囲内で年間 1,000 万円まで寄附することができる。
- (ウ) 公職の候補者は、選挙前一定期間は自己の後援団体に寄附ができないが、自己の資金管理団体に対しては寄附することができる。

④国会議員関係政治団体

ア 該当する要件

政治団体のうち、次のいずれかに該当するもの

- (ア) 国会議員に係る公職の候補者（候補者となろうとする者を含む）が代表者である政治団体
- (イ) 租税特別措置法に規定する寄附金控除の適用を受ける政治団体のうち、国会議員に係る公職の候補者（候補者となろうとする者を含む）を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体
- (ウ) 政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で、国会議員が主宰するもの又はその主要な構成員が国会議員であるもの（いわゆる政策研究団体）

注：令和 8 年 1 月 1 日から国会議員関係政治団体に追加、令和 7 年 10 月 1 日から届出が始まる

- (エ) 政党の支部で、国会議員に係る選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、国会議員に係る公職の候補者が代表者であるもの
- (オ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体のうち、各年中において次のいずれかに該当する寄附の金額が 1,000 万円以上となった政治団体（当該年とその翌年が国会議員関係政治団体とみなされ、一部の条項が適用される）（※）

- ・ 同一の国会議員関係政治団体（上記ウを除く）から受けた寄附の金額（国会議員関係政治団体に係る公職の候補者が同一の者である 2 以上の国会議員関係政治団体から受けた寄附にあつては、その金額の合計）
- ・ 同一の上記ウに該当する国会議員関係政治団体から受けた寄附の金額

（※）令和 8 年 1 月 1 日から国会議員関係政治団体に追加される。

イ 必要な届出

ア（イ）については様式番号 18、19 を、（オ）については様式番号 20 を参照

（３）政治団体の本部及び支部

- ①政治団体の支部とは、概ね次の要件を備えたものをいう。

ア 本部の規約等によりその存在が明らかであり、本部と主従の関係にあるもの

イ 本部の指揮統括の下に一定の範囲で自主的に政治活動を行うことが認められ、活動の成果がそこに統一されているもの

ウ 会計について、一定の範囲内で金銭等の収受・交付を行うことができる状況にあるもの

- ②政治団体の本部及び支部はそれぞれが一の政治団体とみなされるため、それぞれが「1 届出一覧」に掲げた届出や収支報告をする必要がある。ただし、寄附の量的制限等の規定は本部・支部を通じて一の政治団体として適用される。

- ③政党の支部の届出は、届出の内容により様式番号 16、17 が併せて必要となる。

- ④政党の支部のうち、一以上の市区町の区域又は選挙区の区域を単位として設けられる支部以外のものは、会社、労働組合その他の団体からの寄附を受けることができない。

- ⑤上記①の要件を満たさない下部組織は、上部組織と一体とみなされ、例えば下部組織が行った収支活動は、当該政治団体のものと取り扱われる。

4 収支に係る用語

用語	説明
収入	金銭、物品その他の財産上の利益の収受
党費又は会費	政治団体の構成員が、党則・規約その他これらに相当するものに基づく金銭上の債務の履行として負担するもの ※法人や会社等の団体が負担する党費又は会費は、寄附とみなされる
寄附	金銭・物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、党費又は会費その他債務の履行としてされるもの以外のもの ※「財産上の利益」には、債務の免除、金銭・物品の無償貸与、労務や光熱水の無償提供など、受ける者にとって財産的価値のある一切が含まれる
政治活動に関する寄附	政治団体に対してされる寄附又は公職の候補者の政治活動（選挙運動を含む）に関してされる寄附
支出	金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付
領収書等	支出の <u>目的、金額及び年月日</u> を記載した領収書その他の支出を証すべき書面

5 会計責任者の責務

会計責任者は、その政治団体の収支について一切の責任を負う。また、会計責任者の職務代行者は、会計責任者に事故があり又は会計責任者が欠けたときにその職務を行うため、会計責任者との兼任はできない。

(1) 会計帳簿の備付け及び記載

会計責任者は、毎年12月31日締めで会計帳簿を備え、その政治団体のすべての収入・支出を記載し、1件5万円以上（国会議員関係政治団体にあつては1円以上）のすべての支出について、領収書等を徴し、保存しなければならない。

(2) 支出の明細、あつせんに係る寄附の明細書の受領又は請求

①代表者又は会計責任者と意思を通じて支出した者は、支出した日から7日以内に明細書を会計責任者に提出しなければならない。また、1件5万円以上（国会議員関係政治団体にあつては1円以上）の支出については、当該支出の目的、金額、年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面を添付する。明細書には、支出を受けた者の氏名・住所（団体の場合は名称、主たる事務所の所在地）・支出目的・金額・年月日を記載する。

②寄附のあつせんをした者は、あつせんを終えた日から7日以内に明細書を会計責任者に提出しなければならない。

明細書には、寄附者及びあつせん者の氏名・住所・職業（名称、主たる事務所の所在地・代表者）及び寄附額・年月日・あつせん金額。集めた期間を記載する。

(3) 政治資金収支報告書の提出

毎年、1月1日から12月31日までの収支の状況について作成し、翌年の3月末日（国会議員関係政治団体にあつては5月末日）までに、領収書等の写しと併せて、県選管に提出する。

(4) 会計帳簿等の保存期間

会計帳簿、明細書及び領収書等は、その会計に係る年の収支報告書が公表された日から3年間保存しなければならない。

6 寄附の制限

(1) 量的制限

① 寄附の量的制限等の概要

寄附者 受領者		個人		会社・労働組合・職員団体・その他の団体		政治団体			
		量的制限		量的制限		政党	政治資金団体	資金管理団体	その他
		総枠制限	同一の受領者に対する個別制限	総枠制限	同一の受領者に対する個別制限	量的制限			
政党		<A 枠> 年間 2,000 万円 以内	制限なし	<A 枠> 資本金、組合員数、前年の年間経費に応じて、年間 750 万円～1 億円 以内	制限なし	制限なし	制限なし (※4)	制限なし	制限なし
政治資金団体 (政党が指定)			制限なし (※4)		制限なし (※4)	制限なし (※4)	制限なし (※4)	制限なし (※4)	制限なし (※4)
その他の政治団体	資金管理団体 (公職の候補者が指定)	<B 枠> 年間 1,000 万円 以内 (※2)	年間 150 万円以内 (※2) (※3)	禁止	禁止	制限なし	制限なし (※4)	同一の政治団体に対し 年間 5,000 万円 以内	同一の政治団体に対し 年間 5,000 万円 以内
	資金管理団体 以外の政治団体		年間 150 万円以内	禁止	禁止	制限なし	制限なし (※4)	同一の政治団体に対し 年間 5,000 万円 以内	同一の政治団体に対し 年間 5,000 万円 以内
公職の候補者 (政治家個人)				金銭等 に限り 禁止 (※1) 年間 150 万円以内	禁止	禁止	金銭等 に限り 禁止 (※1) (※5)	金銭等 に限り 禁止 (※1) (※4)	金銭等 に限り 禁止 (※1)

(※1) 選挙運動に関するものについては、金銭等による寄附が可能。

(※2) 資金管理団体の届出をした公職の候補者本人が、その資金管理団体に対してする特定寄附（「3 政治団体（2）主な政治団体の種類③資金管理団体」を参照）については、総枠制限（年間 1,000 万円）および個別制限（年間 150 万円）は適用されない。

(※3) 資金管理団体の届出をした公職の候補者本人が自己資金をその資金管理団体に対して寄附する場合は、個別制限（年間 150 万円）は適用されない。

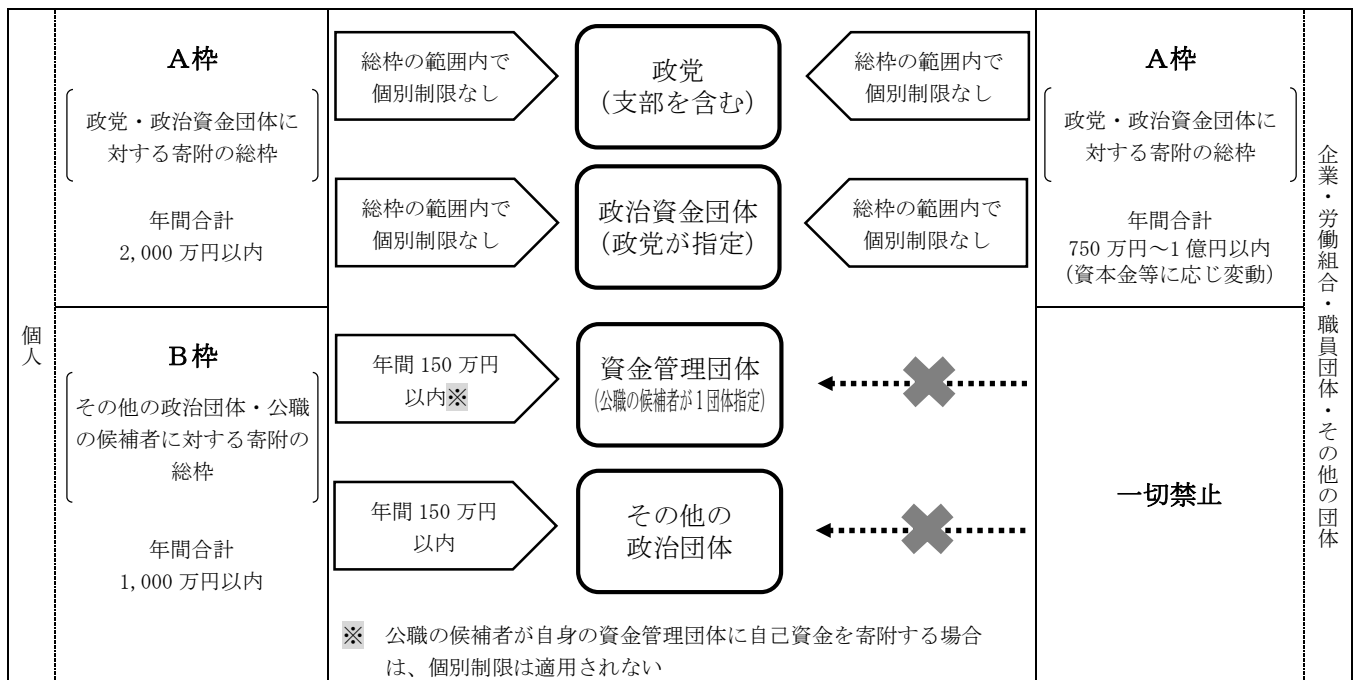
(※4) 政治資金団体に対する寄附及び政治資金団体が行う寄附は、1,000 円以下の寄附及び不動産による寄附を除き、口座振込・振替が義務付けられる。

(※5) 令和 9 年 1 月 1 日から適用（令和 8 年 12 月 31 日までは制限なし）。

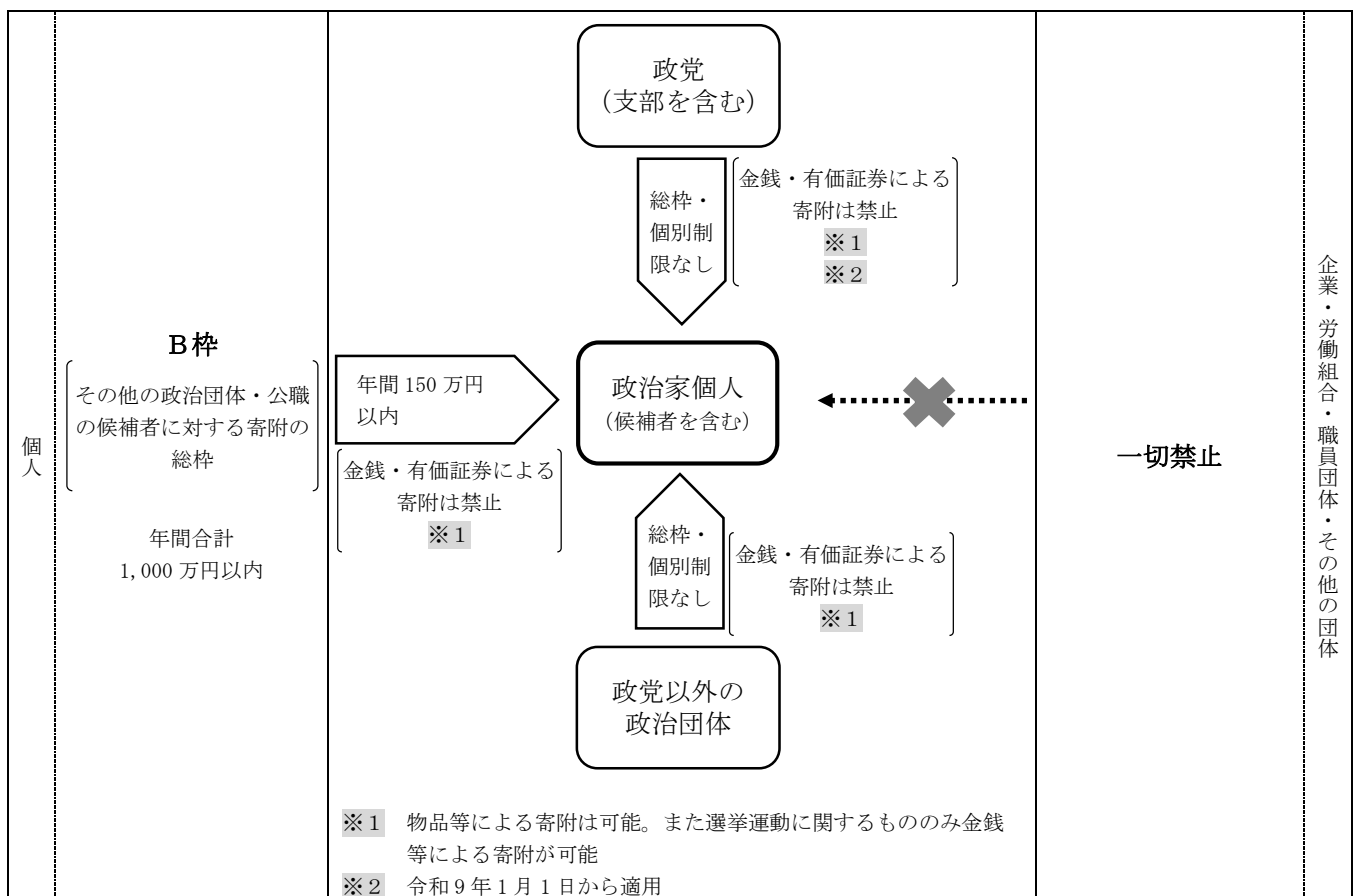
ア 遺贈による寄附については、総枠制限及び個別制限は適用されない。

イ 会社、労働組合、職員団体、その他の団体が負担する党費又は会費は寄附とみなされ、寄附限度額に算入される。

②政党・政治団体に関する寄附の流れ



③政治家個人への寄附の流れ



④会社、労働組合等の政党・政治資金団体に対する寄附の年間限度額

寄附者	資本金の額または出資の金額	政党等に対する 寄附の年間限度額
会社	10 億円未満	750 万円
	10 億円以上～50 億円未満	1, 500 万円
	50 億円以上～100 億円未満	3, 000 万円
	100 億円以上は規模に応じ段階的に増加 (100 億円以上から 400 億円未満は 50 億円ごと 500 万円、400 億円以上からは 50 億円ごと 300 万円)	< 上限 > 1 億円

寄附者	組合員又は構成員の数	政党等に対する 寄附の年間限度額
労働組合又は職員組合	5 万人未満	750 万円
	5 万人以上～10 万人未満	1, 500 万円
	10 万人以上～15 万人未満	3, 000 万円
	15 万人以上は規模に応じ段階的に増加 (15 万人以上から 45 万人未満は 5 万人ごと 500 万円、45 万人以上からは 5 万人ごと 300 万円)	< 上限 > 1 億円

寄附者	前年の年間経費	政党等に対する 寄附の年間限度額
その他の団体（上記以外）	2 千万円未満	750 万円
	2 千万円以上～6 千万円未満	1, 500 万円
	6 千万円以上～8 千万円未満	3, 000 万円
	8 千万円以上は規模に応じ段階的に増加 (8 千万円以上から 2 億円未満は 2 千万円ごと 500 万円、2 億円以上からは 2 千万円ごと 300 万円)	< 上限 > 1 億円

(2) 質的制限

①政治資金規正法による制限（第 22 条の 3～22 条の 7）

	寄附をしてはならない者	禁止される期間	禁止の内容	備考
1	国から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金の交付の決定を受けた会社その他の法人	交付決定の通知を受けた日から 1 年の間	政治活動に関する寄附	22 の 3①
2	国から資本金、基本金等の出資又は拠出を受けている会社その他の法人	時期を問わない	政治活動に関する寄附	22 の 3②
3	地方公共団体から資本金、基本金等の出資又は拠出を受けている会社その他の法人	時期を問わない	当該地方公共団体の議会の議員、若しくは長に係る公職の候補者又はこれらを推薦し、支持し、若しくはこれに反対する政治団体に対してする政治活動に関する寄附	22 の 3④
4	地方公共団体から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金の交付の決定を受けた会社その他の法人	交付決定の通知を受けた日から 1 年の間		
5	3 事業年度以上にわたり継続して欠損を生じている会社	その欠損がうめられるまでの間	政治活動に関する <u>一切の寄附</u>	22 の 4
6	外国人、外国法人又は主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体	時期を問わない	何人も政治活動に関する <u>一切の寄附</u> を受けてはならない 例外 日本法人であって、その発行する株式が金融取引所において 5 年以上継続して上場されているもの（特例上場日本法人）	22 の 5
7	何人も	時期を問わない	本人以外の名義又は匿名で政治活動に関する寄附をしてはならない 例外 街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において政党又は政治資金団体に対してする匿名寄附で一件あたり 1,000 円以下のもの（政党匿名寄附）	22 の 6
8	何人も	時期を問わない	政治活動に関する寄附をあっせんする場合は、不当に相手方の意思を拘束するような方法や、意志に反するような方法であっせんしてはならない	22 の 7

②公職選挙法による制限（第 199 条～199 条の 5）

	寄附をしてはならない者	禁止される期間	禁止の内容	備考
1	国と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者	契約期間中	衆議院議員及び参議院議員の選挙に關してする寄附	199①
2	地方公共団体と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者		<u>当該地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に關してする寄附</u>	
3	国から利子補給金の交付を受け融資を行っている者から融資を受けている会社、その他の法人	交付決定の通知を受けた日から、現実金額の交付を完了した日から起算して1年を経過した日までの間	衆議院議員及び参議院議員の選挙に關してする寄附	199②
4	地方公共団体から利子補給金の交付を受け融資を行っている者から融資を受けている会社、その他の法人		<u>当該地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に關してする寄附</u>	
5	候補者等（現職、立候補予定者を含む）	時期を問わない	・当該選挙区内にある者に対してする寄附 ・選挙区内の者が候補者等に対して寄附を勧誘、又は要求すること	199 の 2
	候補者等以外の者が候補者等を名義人として	時期を問わない	例外 ・候補者が政治活動のために行う集会（選挙区外で行われるもの及び法第 199 条の 5 第 4 項に規定する一定期間（※）内に行われるものを除く）に關して必要やむを得ない実費の補償としてする場合（食事、食料は除く） ・政治団体又は親族（6 親等内の血族、配偶者及び 3 親等内の姻族に限る）に対する場合	199 の 2 ②
6	候補者等がその役職員又は構成員である会社その他の法人又は団体	時期を問わない	候補者等の氏名を表示し又は氏名が類推されるような方法で、当該選挙区内の者に対してする寄附	199 の 3
			例外 政党に対してする寄附	
7	候補者等の氏名又はその氏名が類推されるような名称が表示されている会社、その他の法人又は団体	時期を問わない	当該選挙に關してその選挙区内の者に対してする寄附	199 の 4
			例外 政党に対してする寄附	

	寄附をしてはならない者	禁止される期間	禁止の内容	備考
8	後援団体(政治団体のうち、特定の候補者等の政治上の主義若しくは施策を支持し、又は特定の候補者等を推薦し、若しくは支持することがその政治活動の主たるものであるもの)	時期を問わない	当該選挙区内にある者に対してする寄附 <u>例外</u> ・政治団体及び当該候補者等に対してする場合 ・設立目的により行う行事又は事業に関してする場合(花輪、供花、香典、祝儀等及び法第199条の5第4項に規定する一定期間(※)内にされるものを除く)	199の5 ①
9	何人も(自然人、法人、団体のすべて)	法第199条の5第4項に規定する一定期間(※)	後援団体の集会(結成のための集会も含む)、見学、旅行等の行事において、当該選挙区内にある者に対して、饗応接待をし、又は金銭、記念品その他の物品を供与すること	199の5 ②
10	候補者等(現職、立候補予定者を含む)	法第199条の5第4項に規定する一定期間(※)	自己に係る後援団体(資金管理団体を除く)に対してする寄附	199の5 ③

(※)「一定期間」とは、任期満了の日前90日に当たる日(解散の場合は解散の日の翌日、その他の事由による選挙の場合は選挙を行うべき事由が生じた旨を選挙管理委員会が告示した日の翌日)からその選挙の期日(投票日)までの間(ただし、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律に基づく選挙(いわゆる統一地方選)については、当該規定に関わらず選挙の期日前90日に当たる日からその選挙の期日までの間と定められることが通例)

7 政治活動に係る文書・図画の掲示の規制

候補者等(現職、立候補予定者を含む)の政治活動のために使用される当該候補者等の氏名又は候補者等の氏名が類推されるような事項(候補者等の写真を含む)を表示する文書図画及び後援団体の政治活動のために使用される当該後援団体の名称を表示する文書図画については、次に掲げるもの以外のものは掲示できない(※)

(1) 立札、看板

- ①規格は、縦150cm×横40cm以内(足付のものは足の部分を含む)
- ②枚数は下表のとおりで、申請先の選管が交付した証票を貼付しなければならない
- ③後援団体の申請には、当該候補者等の同意が必要

選挙の種類	候補者分(枚)	後援団体分(枚)	申請先
衆議院議員(比例代表)	42(1小選挙区内に10)	63(1小選挙区内に15)	中央選挙管理会
参議院議員(比例代表)	100(静岡県内に18)	150(静岡県内に27)	
衆議院議員(小選挙区)	10	15	県 選挙管理委員会
参議院議員(選挙区)	18	27	
県知事	18	27	
県議会議員	6	6	
指定都市の市長	10	10	当該市町 選挙管理委員会
指定都市以外の市長、市議会議員	6	6	
町長、町議会議員	4	4	

④掲示できる枚数は、政治活動のために使用する事務所ごとに、その場所において2枚まで（両面のものは2枚と数える）

⑤あんどん形式のもの、ネオンサインや電工等を使用したものは掲示できない

（2）ポスター

①ベニヤ板、プラスチック板類を用いての掲示（裏打ち）はできない

②表面に掲示責任者、印刷者の氏名（法人の場合は名称）及び住所を記載しなければならない

③次の期間については掲示できない

ア 任期満了の日の6か月前の日から投票日までの間

イ 解散の日の翌日から投票日までの間

ウ 選挙を行うべき事由が生じた旨を選挙管理委員会が告示した日の翌日から投票日までの間

（3）政治活動のための演説会等の開催中その会場において使用されるもの

（4）選挙運動期間中特に掲示を認められているもの

（※）これらのものであっても、選挙運動期間中に新たに掲示をすることは制限される（（4）を除く）

8 個人寄附の税制上の優遇措置

（1）優遇措置の適用を受けることができる団体

①政党（支部を含む）、政治資金団体

②政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し又は反対することを本来の目的とする団体で、国会議員が主宰又は主要な構成員となっている団体

③政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で、国会議員が主宰又はその主要な構成員となっている政治団体

④国会議員、県知事、県議会議員、指定都市の市長、指定都市の議会議員の職にある者の推薦・支持を本来の目的とする団体

⑤上記④に掲げる職の候補者又は候補者になろうとする者の推薦・支持を本来の目的とする団体（立候補した年及びその前年に受けた寄附にのみ適用）

（2）優遇措置の適用団体となるための届出

（1）④、⑤に該当する団体が優遇措置の適用を受けるためには、事前に以下の届出が必要。

①国会議員

国会議員関係政治団体に該当する旨の通知（様式番号18）を、設立届（様式番号1）又は異動届（様式番号3及び5）に添付し、「課税上の優遇措置の適用関係の有無」欄を有にチェック。

②県知事、県議会議員、指定都市の市長、指定都市の議会議員

被推薦書（様式番号2）を、設立届（様式番号1）又は異動届（様式番号3）に添付し、「課税上の優遇措置の適用関係の有無」欄を有にチェック。

（3）優遇措置を受けるための流れ

①個人が政治団体へ寄附をする。

②政治団体は収支報告書に寄附の内訳を記載し、「寄附金（税額）控除のための書類（様式番号6）」を添付して県選挙管理委員会へ提出。

※優遇措置を受ける寄附は、1件5万円以下であっても収支報告書に内訳の記載が必要。

③県選挙管理委員会（又は総務大臣）は、提出された書類の内容が一致しているか確認されたら、「寄附金（税額）控除のための書類」に確認印を押印し、政治団体へ返却。

④政治団体から寄附者本人へ「寄附金（税額）控除のための書類」を交付。

⑤寄附者は「寄附金（税額）控除のための書類」を添付して確定申告をする。

※寄附した本人に特別の利益が及ぶと認められる場合など、寄附の内容によっては優遇措置の適用が受けられない場合がある。

※確定申告の手続きや控除の内容については、最寄りの税務署に確認のこと。

9 政治資金パーティー

（１）政治資金パーティー開催団体の届出

政治資金パーティーとは、対価を徴して行われる催物で、その催物の対価収入の額から経費の額を差し引いた残額を政治活動（選挙運動を含む）に支出されるものをいう。

政治資金パーティーのうち、その対価に係る収入が1,000万円以上のものを「特定パーティー」という。

政治資金パーティーは原則として政治団体によって開催されなければならないが、政治団体以外の者が特定パーティーを開催する場合は、その特定パーティーを開催しようとするときから政治団体とみなされ、政治団体の届出（設立届、特定パーティー開催計画書及び告知文書）、会計帳簿の備付け及び記載、報告書の提出の義務を負う。

（２）収支の公開

政治資金パーティーの収支については、収支報告書に所要の事項を記載する必要がある。

また、一の政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、同一の者からの対価の支払いの金額（あつせんされた対価の支払いの金額）が5万円を超えるもの（※1）は、対価の支払者（あつせん者）の氏名等を併せて収支報告書に記載する必要がある。

（※1）令和9年1月1日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入で、同日以後に収受されるものから適用される。

令和8年12月31日以前に開催された政治資金パーティーの対価に係る収入及び令和9年1月1日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入で令和8年12月31日までに収受されたものについては、「20万円を超えるもの」となる。

（３）政治資金パーティーの対価の支払いに関する制限

政治資金パーティーの対価の支払いは、債務の履行として行われるものであり、寄附には該当しないが、その適正化を図るために、以下の制限が課せられる。

①量的制限

一回の政治資金パーティーにつき、同一の者からの対価の支払いは、150万円を超えることができない。

②対価の支払い方法の制限（※2）

政治資金パーティーを開催する者の預貯金口座への振り込み以外の方法で、その対価を支払うことはできない。

なお、政治資金パーティーの開催日に開催場所においてする対価の支払いや、口座への振り込み以外の方法によってすることがやむを得ないと認められる場合については口座への振り込み以外の方法によってすることができるが、この場合は遅滞なく当該金銭を政治資金パーティー開催者の預貯金口座に預け入れなければならない。

③禁止事項

ア 匿名等による対価の支払いの禁止

イ 威迫等による対価の支払いのあつせんの禁止

ウ 公務員の地位利用による関与等の禁止

エ 外国人・外国法人等（特例上場日本法人を除く）からの対価の支払いの禁止（※3）

④告知義務

ア 政治資金パーティーの開催者は、その対価の支払いをする者に対し、その対価の支払いが政治資金規正法第8条の2に規定する政治資金パーティーの対価の支払いである旨を書面により告知しなければならない。

イ アに併せて、外国人・外国法人等から政治資金パーティーの対価の支払いを受けることができない旨を書面により告知しなければならない。（※3）

（※2）令和8年1月1日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入で、同日以後に收受されるものから適用される。

（※3）令和9年1月1日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入で、同日以後に收受されるものから適用される。

【参考】政治団体の政治活動と選挙運動

- ・政治団体とは、その名のとおり政治活動を目的として結成される団体であり、政治活動とは、「政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、若しくはこれに反対し、又は公職の候補者を支持し、若しくはこれに反対することを目的として行う直接間接の一切の行為から選挙運動に該当する行為を除いたもの」と言われる。
- ・一方で選挙運動とは、「特定の選挙において、特定の候補者の当選を得、又は得させるために行う一切の運動」を指すと言われており、その候補者がその選挙の告示日に立候補の届出をしてから投票日の前日の間においてしかできない。
- ・例えば、選挙の告示日より前に行われる、政治団体の後援会活動に名を借りた売名行為等（事前運動）など、公職選挙法の規定に従わない運動はすべて警察の取締りの対象となる。
- ・政治団体を設立したから、あるいは政治団体に加入したからといって自由に選挙運動ができるわけではなく、政治団体はあくまで政治活動を目的とする団体であり、選挙運動をするための団体ではないことに留意が必要。

10 備え付けなければならない会計帳簿

政治団体は、政治資金規正法施行規則第13号様式に準じたものを備え付ける必要がある。

(1) 収入簿の例

項目	適用	金額	年月日	備考
1 個人の負担する党費又は会費	1 何々 2 何々 : 合計			
2の1 寄附（政党匿名寄附を除く）				
(1) 個人からの寄附	1 何々 2 何々 : 小計			
(2) 法人その他の団体からの寄附	1 何々 2 何々 : 小計			
(3) 政治団体からの寄附	1 何々 2 何々 : 小計 合計			
〔寄附のうち寄附のあつせんによるもの〕				
(1) 個人によるもの	1 何々 2 何々 : 小計			
(2) 法人その他の団体によるもの	1 何々 2 何々 :			

	小計			
(3) 政治団体によるもの				
	1 何々			
	2 何々			
	：			
	小計			
	合計			
2の2 政党匿名寄附				
	1 何々			
	2 何々			
	：			
	合計			
3 機関紙誌の発行その他の 事業による収入				
(1) 機関紙誌の発行事業				
	1 何々			
	2 何々			
	：			
	小計			
(2) 政治資金パーティー開 催事業				
	1 何々			
	2 何々			
	：			
	小計			
〔政治資金パーティーの 対価に係る収入の内訳〕				
(1) 何々				
①個人からの対価の支払				
	①何々			
	②何々			
	：			
②法人その他の団体から の対価の支払				
	①何々			
	②何々			
	：			
③政治団体からの対価の 支払				
	①何々			
	②何々			
	：			
	計			

政治資金パーティーの 対価に係る収入のうち 対価の支払いのあつせ んによるものの内訳				
①個人によるもの	①何々 ②何々 ：			
②法人その他のによるもの	①何々 ②何々 ：			
③政治団体によるもの	①何々 ②何々 ：			
(3) その他の事業	計			
4 借入金	1 何々 2 何々 ： 小計 合計			
5 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	1 何々 2 何々 ： 合計			
6 その他の収入	1 何々 2 何々 ： 合計			
収入の総額				

(2) 支出簿の例

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	適用				
1 経常経費					
(1) 人件費					
	1 何々				
	2 何々				
	：				
	合計				
(2) 光熱水費					
	1 何々				
	2 何々				
	：				
	合計				
(3) 備品・消耗品費					
	1 何々				
	2 何々				
	：				
	合計				
(4) 事務所費					
	1 何々				
	2 何々				
	：				
	合計				
	総計				
2 政治活動費					
(1) 組織活動費					
	1 何々				
	2 何々				
	：				
	合計				
(2) 選挙関係費					
	1 何々				
	2 何々				
	：				
	合計				
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費					
①機関紙誌の発行事業費					
	1 何々				
	2 何々				
	：				

②宣伝事業費	小計				
	1 何々				
	2 何々				
	：				
③政治資金パーティー 開催事業費	小計				
	1 何々				
	2 何々				
	：				
④その他の事業費	小計				
	1 何々				
	2 何々				
	：				
(4) 調査研究費	小計				
	合計				
	1 何々				
	2 何々				
(5) 寄附・交付金	：				
	合計				
	1 何々				
	2 何々				
(6) その他の経費	：				
	合計				
	1 何々				
	2 何々				
	：				
	合計				
	総計				
支出の総額					

(3) 運用簿の例

運用の目的		預入等に係る事項		払戻等に係る事項				備考
項目	適用	金額	年月日	金額 (a)	預入等に係る金 銭等の金額(b)	収入金額 (a)-(b)	年月日	
1 預金又は貯金	1 何々 2 何々 :							
2 国際証券等	1 何々 2 何々 :							
3 金銭信託	1 何々 2 何々 :							

(記載要領)

1 収入簿

- (1) 収入簿には、この様式に定める区分に従い、全ての収入を記載すること。なお、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用しても差し支えないこと。
- (2) 収入とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の收受で、法第8条の3各号に掲げる方法による運用のために供与し、又は交付した金銭及び有価証券の当該運用に係る当該金銭等に相当する金銭等の收受以外のものをいう。なお、金銭以外の財産上の利益にあつては、これを時価に見積った金額を記載するものとし、その根拠を「備考」欄に記載すること。
- (3) 全ての収入は、個人が負担する党費又は会費、寄附(法人その他の団体が負担する党費又は会費を含む。以下同じ。)、機関紙誌の発行その他の事業による収入、借入金、本部又は支部から供与された交付金に係る収入及びその他の収入に分類して記載すること。
- (4) 個人が負担する党費又は会費については、その件数、金額及び納入年月日を記載するものとし、その件数は、「摘要」欄に「甲他何名分」というように記載すること。
- (5) 寄附(政党匿名寄附(寄附のうち、法第22条の6第2項に規定する政党又は政治資金団体が街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において受ける匿名の寄附で1件当たりの金額が千円以下のものをいう。以下同じ。))を除く。以下(7)を除き、1において同じ。))については、その寄附をした者の氏名、住所及び職業(団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下(6)において同じ。)、当該寄附の金額及び年月日を記載すること。また、寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定する日本法人をいう。イにおいて同じ。))であるときはその旨を、寄附者が国会議員関係政治団体であるときはその旨(寄附を受けた者が国会議員関係政治団体、政党又は政治資金団体である場合を除く。)を、併せて記載すること。なお、記載に当たっては、当該寄附を「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に区分し、寄附者別に次の例により記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、

寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

ア 個人からの寄附にあつては、寄附者の氏名を「摘要」欄に「甲野太郎」というように記載し、寄附者の住所及び職業を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町 1 丁目 1 番 1 号〇〇会館〇号室(会社役員)」というように記載すること。なお、特定寄附(法第 19 条の 4 に規定する寄附をいう。)については、個人からの寄附の項目に記載するものとし、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「摘要」欄に「特甲野太郎」というように記載すること。また、遺贈によつてする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

イ 法人その他の団体からの寄附については、寄附者の名称を「摘要」欄に「甲株式会社(乙支店)」、「丙労働組合」というように記載し、寄附者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町 1 丁目 1 番 1 号(甲野太郎)」というように記載すること。なお、上場・外資 50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資 50%超」というように記載すること。

ウ 政治団体からの寄附については、寄附者の名称を「摘要」欄に「甲政治団体」というように記載し、寄附者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町 1 丁目 1 番 1 号(甲野太郎)」というように記載すること。なお、国会議員関係政治団体以外の政治団体(政党及び政治資金団体を除く。)にあつては、国会議員関係政治団体からの寄附については、「備考」欄に「国会議員関係政治団体」というように記載すること。

(6) 寄附のうち、寄附のあつせんをされたものについては、寄附のあつせんをした者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附のあつせんに係る寄附の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載するものとし、記載の要領は、寄附のあつせん者の氏名を「摘要」欄に記載し、住所及び職業並びに寄附を集めた期間を「備考」欄に記載すること。

(7) 政党匿名寄附については、同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに当該年月日及び場所を記載するものとし、当該場所を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町 1 丁目〇〇駅前街頭」、「東京都千代田区〇〇町 1 丁目 1 番 1 号〇〇会館〇〇の間」というように記載すること。

(8) 機関紙誌の発行その他の事業による収入にあつては、その事業の種類並びに当該種類ごとの金額及び収入年月日を記載するものとし、記載の要領は、機関紙誌の発行事業及び政治資金パーティー開催事業にあつては、事業の種類を「摘要」欄に「甲機関紙」、「乙機関雑誌」、「甲政治資金パーティー開催事業」、「乙政治資金パーティー開催事業」というように細分した上で記載し、その他の事業にあつては、当該事業の内容を具体的に記載すること。また、政治資金パーティー開催事業について、他の政治団体と共同で開催した場合にあつては、その旨及び当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載すること。なお、政治資金パーティー開催事業の対価に係る収入の内訳を次により記載すること。

ア 政治資金パーティーの対価に係る収入については、政治資金パーティーごとに、その名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額並びに対価の支払をした者の氏名、住所及び職業(対価の支払をした者が団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。イにおいて同じ。)並びに当該対価の支払に係る収入の金額及び年月日を記載すること。なお、当該対価の支払を「個人からの対価の支払」、「法人その他の団体からの対価の支払」又は「政治団体からの対価の支払」に区分し、対価の支払者別に次の例により記載すること。

(ア) 個人からの対価の支払にあつては、対価の支払をした者の氏名を「摘要」欄に「甲野太郎」というように記載し、対価の支払をした者の住所及び職業を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町 1 丁目 1 番 1 号〇〇会館〇号室(会社役員)」というように記載すること。

(イ) 法人その他の団体からの対価の支払については、対価の支払をした者の名称を「摘要」欄に「甲株式会社(乙支店)」、「丙労働組合」というように記載し、対価の支払をした者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号(甲野太郎)」というように記載すること。

(ウ) 政治団体からの対価の支払については、対価の支払をした者の名称を「摘要」欄に「甲党(東京都支部)」というように記載し、対価の支払をした者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号(甲野太郎)」というように記載すること。

イ 政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、対価の支払のあつせんをされたものについては、政治資金パーティーごとに、対価の支払のあつせんをした者の氏名、住所及び職業並びに当該対価の支払のあつせんに係る収入の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載するものとし、記載の要領は、対価の支払のあつせん者の氏名を「摘要」欄に記載し、住所及び職業並びに対価の支払を集めた期間を「備考」欄に記載すること。

(9) 借入金については、その借入先、当該借入先ごとの金額及び借入年月日を記載するものとし、借入先を「摘要」欄に「甲銀行(乙支店)」というように記載すること。を受けた者の住所(団体にあつては、その主たる事務所の所在地)を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。

(10) 当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入については、その本部又は支部の名称並びに当該交付金の金額及び供与を受けた年月日を記載するものとし、その本部又は支部の名称を「摘要」欄に「甲党乙支部」というように記載し、その本部又は支部の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号(甲野太郎)」というように記載すること。

(11) その他の収入については、その基因となつた事実並びにその金額及び年月日を記載するものとし、その収入の基因となつた事実を「摘要」欄に「甲銀行預金利子」、「乙発行債券譲渡益」、「金銭信託(丙信託銀行)運用益」というように記載すること。

(12) 収入簿は、毎年12月31日(解散等の場合には、その日)現在で締め切り、会計責任者において署名押印すること。

(13) 上記に掲げる事項以外の事項で会計責任者において必要と認めるものは、適宜、記載することができるものであること。

2 支出簿

(1) 支出簿には、この様式に定める区分に従い、全ての支出(当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。)を記載すること。なお、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用しても差し支えないこと。

(2) 支出とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の供与又は交付で、法第8条の3各号に掲げる方法による運用のためにする金銭及び有価証券の供与又は交付以外のものをいう。なお、金銭以外の財産上の利益にあつては、これを時価に見積つた金額を記載するものとし、その根拠を「備考」欄に記載すること。

(3) 全ての支出は、経常経費及び政治活動費に分類し、さらに経常経費にあつては、人件費、光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費に分類し、政治活動費にあつては、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金及びその他の経費に分類して記載すること。

(4) 全ての支出は、支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)を「支出を受けた者の氏名」欄に

「甲野太郎」(団体にあつては、「乙製本株式会社(丙支店)」(当該政治団体の本部又は支部に対して交付金を供与した場合には、「交甲党乙支部」))というように記載し、支出を受けた者の住所(団体にあつては、その主たる事務所の所在地)を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町１丁目１番１号」というように記載すること。

- (5) 経常経費に係る支出は、次の分類基準により、当該項目ごとに、支出を受けた者の氏名及び住所(団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びにその支出の目的、金額及び年月日を記載すること。

ア 人件費

政治団体の職員(機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。)に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類をいう。

イ 光熱水費

電気、ガス、水道の使用料及びこれらの計器使用料等をいう。

ウ 備品・消耗品費

机、椅子、ロッカー、複写機、自動車(事務所に限る。)等の備品の類及び事務用紙、封筒、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費をいう。

エ 事務所費

事務所の借料損料(地代、家賃)、公租公課、火災保険料等の各種保険料、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるものをいう。

- (6) 政治活動費に係る支出は、次の分類基準により、当該項目ごとに、支出を受けた者の氏名及び住所(団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びにその支出の目的、金額及び年月日を記載すること。

ア 組織活動費

当該政治団体の組織活動に要する経費(選挙に関するものを除く。)で、例えば、大会費、行事費、組織対策費、渉外費、交際費の類をいう。

イ 選挙関係費

選挙に関して支出される経費で、例えば、公認推薦料、陣中見舞その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費の類をいう。

ウ 機関紙誌の発行その他の事業費

(ア) 機関紙誌の発行事業費

機関紙誌の発行に従事する者に支払われる給与、材料費、印刷費、荷造発送費、原稿料その他機関紙誌の発行に要する経費をいう。

(イ) 宣伝事業費

機関紙誌の発行以外の政策の普及宣伝に要する経費(選挙に関するものを除く。)で、例えば、遊説費、新聞・ラジオ・テレビの広告料、ポスター・ビラ・パンフレットの作成費、宣伝用自動車の購入・維持費の類をいう。

(ウ) 政治資金パーティー開催事業費

政治資金パーティーの開催に要する経費で、例えば、会場借上費、記念品代、講演諸経費の類をいう。

(エ) その他の事業費

上記の(ア)、(イ)及び(ウ)以外の諸事業に要する経費をいう。

エ 調査研究費

政治活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代の類をいう。

オ 寄附・交付金

政治活動に関する寄附、賛助金、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金、負担金の類をいう。

カ その他の経費

その他上記以外の政治活動に要する経費をいう。

(7) 支出簿は、毎年12月31日(解散等の場合には、その日)現在で締め切り、会計責任者において署名押印すること。

(8) 上記に掲げる事項以外の事項で会計責任者において必要と認めるものは、適宜、記載することができるものであること。

3 運用簿

(1) 運用簿には、この様式に定める区分に従い、法第8条の3各号に掲げる方法による運用に関する事項を記載すること。なお、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用しても差し支えないこと。

(2) 運用とは、金銭等を法第8条の3各号に掲げる方法により他の財産の形態に変えることをいう。

(3) 預入れ等に係る事項とは、預金(普通預金及び当座預金を除く。以下同じ。)又は貯金(普通貯金を除く。以下同じ。)の銀行その他の金融機関への預入れに係る事項、国債証券等(国債証券、地方債証券、政府保証証券(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)又は銀行、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券をいう。以下同じ。)の取得に係る事項及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の認可を受けた金融機関への金銭信託(元本補填の契約のあるものに限る。以下同じ。)に係る事項をいう。

(4) 払戻し等に係る事項とは、預け入れた預金又は貯金の払戻しに係る事項、取得した国債証券等の譲渡又は償還に係る事項及び信託した金銭信託の信託終了に係る事項をいう。

(5) 収入金額とは、払戻し等に係る金銭等の金額から預入れ等に係る金銭等の金額を差し引いた金額をいう。

(6) 預金又は貯金については、これを預け入れたときは当該預金又は貯金の種類、預け入れた金融機関の名称及び所在地並びに預入れの金額及び年月日を記載するものとし、記載の要領は、当該預金又は貯金の種類を「摘要」欄に「定期預金(1年)」というように記載し、金融機関の名称及び所在地を「備考」欄に「甲銀行(乙支店)、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。また、これの払戻しを受けたときは当該預金又は貯金の種類、払戻しを受けた金融機関の名称及び所在地並びに払戻しの金額、預入れの金額、収入金額及び年月日を記載するものとし、記載の要領は、当該預金又は貯金の種類を「摘要」欄に「定期預金(1年)」というように記載し、金融機関の名称及び所在地を「備考」欄に「甲銀行(乙支店)、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。

(7) 国債証券等については、これを取得したときは当該国債証券等の種類及び銘柄、取得先の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに取得の価額及び年月日を記載するものとし、記載の要領は、当該国債証券等の種類及び銘柄を「摘要」欄に「長期国債(10年)」というように記載し、取得先の氏名又は名称及び住所又は所在地を「備考」欄に「甲野太郎、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」、「甲銀行(乙支店)、東京

都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。また、これを譲渡し、又は償還を受けたときは当該国債証券等の種類及び銘柄、譲渡先の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに譲渡の価額、取得の価額、収入金額及び年月日又は償還を受けた価額、取得の価額、収入金額及び年月日を記載するものとし、記載の要領は、当該国債証券等の種類及び銘柄を「摘要」欄に「長期国債(10年)」というように記載し、譲渡先の氏名又は名称及び住所又は所在地を「備考」欄に「甲野太郎、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」、「甲銀行(乙支店)、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。

- (8) 金銭信託については、これを信託したときは当該金銭信託の受託者の名称及び所在地、信託した金銭の額並びに信託の設定年月日、期間及び種類を記載するものとし、記載の要領は、当該金銭信託の種類及び期間を「摘要」欄に「合同運用指定金銭信託(2年)」というように記載し、受託者の名称及び所在地を「備考」欄に「甲信託銀行(乙支店)、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。また、これが終了したときは当該金銭信託の受託者の名称及び所在地、委託者に帰属した金銭の額、信託した金銭の額及び収入金額並びに信託の終了年月日、期間及び種類を記載するものとし、記載の要領は、当該金銭信託の種類及び期間を「摘要」欄に「合同運用指定金銭信託(2年)」というように記載し、受託者の名称及び所在地を「備考」欄に「甲信託銀行(乙支店)、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。
- (9) 運用簿は、毎月12月31日(解散等の場合は、その日)現在で締め切り、会計責任者において署名押印すること。
- (10) 上記に掲げる事項以外の事項で会計責任者において必要と認めるものは、適宜、記載することができるものであること。

11 政治資金収支報告書について

(1) 記載すべき内容

その年（1月1日から12月31日まで）における政治団体のすべての収入、支出、その他の事項を、別添の記載例を元に記載し、原則として翌年の3月末まで（国会議員関係政治団体は原則として翌年の5月末まで）に提出する。

(2) 収支がなかった団体

収支がない団体も、「表紙（その1）」、「収支の状況（その2）」、「資産等の状況（その17）」、「宣誓書（その20）」は提出する必要がある。

(3) 領収書その他の支出を証すべき書面

収支報告書に明細を記載すべき支出（資金管理団体や国会議員関係政治団体ではない団体は、政治活動費のうち一件あたり5万円以上のもの）については、当該支出の目的、金額、年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面（以下、領収書等）の写し（コピーしたもの）等を併せて提出する。

① 領収書を徴した場合

その写しを提出する。

② 金融機関への振込みにより支出したため振込明細書を徴した場合

「振込明細書に係る支出目的書」を振込明細書ごと作成し、振込明細書の写しと共に提出する。

③ 社会通念上、領収書の授受が生じない支出の場合

「領収書等を徴し難かった支出の明細書」に該当する支出を記載し、会計責任者が署名（自書）又は押印等して提出する。

(4) 宣誓書

会計責任者の署名（自書）又は押印等が必要。

代表者の氏名欄の記載等は、解散届と併せて提出する際のみ必要なため、通常の場合は何も記入しないこと。

(5) 資金管理団体の収支報告等の特例

① 収支報告書に明細を記載すべき支出の範囲の拡大

経常経費のうち人件費以外の経費及び政治活動費のうち一件あたり5万円以上のものについて明細を記載するとともに、その領収書等の写しを併せて提出する。

② 不動産の取得等の制限

資金管理団体は、土地若しくは建物の所有権又は建物の所有を目的とする地上権若しくは土地の賃借権を取得し、又は保有してはならない。なお、平成19年8月6日より前から引き続き所有している不動産についてはこの限りではないが、その用途や利用の現況について報告の義務がある。

(6) 国会議員関係政治団体の収支報告等の特例

① 預貯金による政治資金の保管（※1）

所有する金銭は、国際証券等や金銭信託による運用に係るものを除き、銀行その他の金融機関への預貯金の方法により保管する。

（※1）令和8年1月1日から適用される。

② 収支報告に関する特例

ア 収支報告書に明細を記載すべき支出の範囲の拡大

経常経費のうち人件費以外の経費及び政治活動費のうち一件あたり1万円以上のものについて明細を記載するとともに、その領収書等の写しを併せて提出する。

イ 翌年への繰越しの金額の確認等 (※2)

国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治資金監査を受けるまでの間に、収支報告書に記載すべき「翌年への繰越額」がその年の12月31日時点（解散に係る収支報告書の場合は解散日）の預貯金口座の残高を確認できる書類（残高確認書）と一致しているかを確認するとともに、不一致の場合はその旨及びその理由を記載した書面（差額説明書）を作成しなければならない。

(※2) 令和8年分収支報告書及び令和9年解散分収支報告書から適用される。

ウ 代表者による確認書の添付 (※3)

国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、その団体の代表者に対して、収支報告書の記載内容が法の規定に従って作成されていることを必要な書面とともに説明し、代表者が作成した確認書を添付しなければならない。

(※3) 令和8年分の収支報告書から適用される。

エ 登録政治資金監査人による政治資金監査報告書の添付

国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、あらかじめ登録政治資金監査人による政治資金監査を受け、登録政治資金監査人が作成した政治資金監査報告書を添付しなければならない。

オ オンラインによる提出義務 (※4)

国会議員関係政治団体は、収支報告書・政治資金監査報告書・確認書については、総務省が運営する「政治資金関係申請・届出オンラインシステム」を利用してオンラインにより提出しなければならない（電子メール、ファクス等は不可）。

(※4) 令和9年1月1日以降に提出する収支報告書から適用される。

③少額領収書等の写しの開示制度

- ・国会議員関係政治団体の会計責任者は、その金額に関わらず、すべての支出について領収書等を徴し、その年の収支報告書が公表された日から3年を経過する日まで保存しなければならない。
- ・何人も、収支報告書の公開日から3年間（又は当該国会議員関係政治団体が解散するまで）は、国会議員関係政治団体の人件費以外の経費で一件あたり1万円以下の支出に係る領収書等の写し（少額領収書等の写し）の開示を求めることができる。
- ・国会議員関係政治団体の会計責任者は、総務大臣又は県選管から当該開示に係る提出命令があったときは、原則として20日以内に、少額領収書等の写しを提出しなければならない。

(7) 公表

①日時及び方法

収支報告書は、その提出期限までに提出のあったものは、提出のあったものをそのままデータ変換した上で、原則として提出のあった年の11月末日までに、県選管ウェブサイトに掲載され、また県選管において原本の閲覧等を行うことができる（県選管を経由して総務大臣が提出先の団体にあつては、掲載されるウェブサイト及び原本の閲覧等は総務省となる）。

②個人寄附者等の個人情報の保護 (※5)

収支報告書に記載された個人寄附者等の住所に係る部分は、収支報告書がオンラインで提出された場合及び住所限定報告書が併せて提出された場合は、都道府県・郡・市区町村までがウェブサイトにおいて公表される。

(※5) 令和9年1月1日以降に提出する収支報告書から適用される。